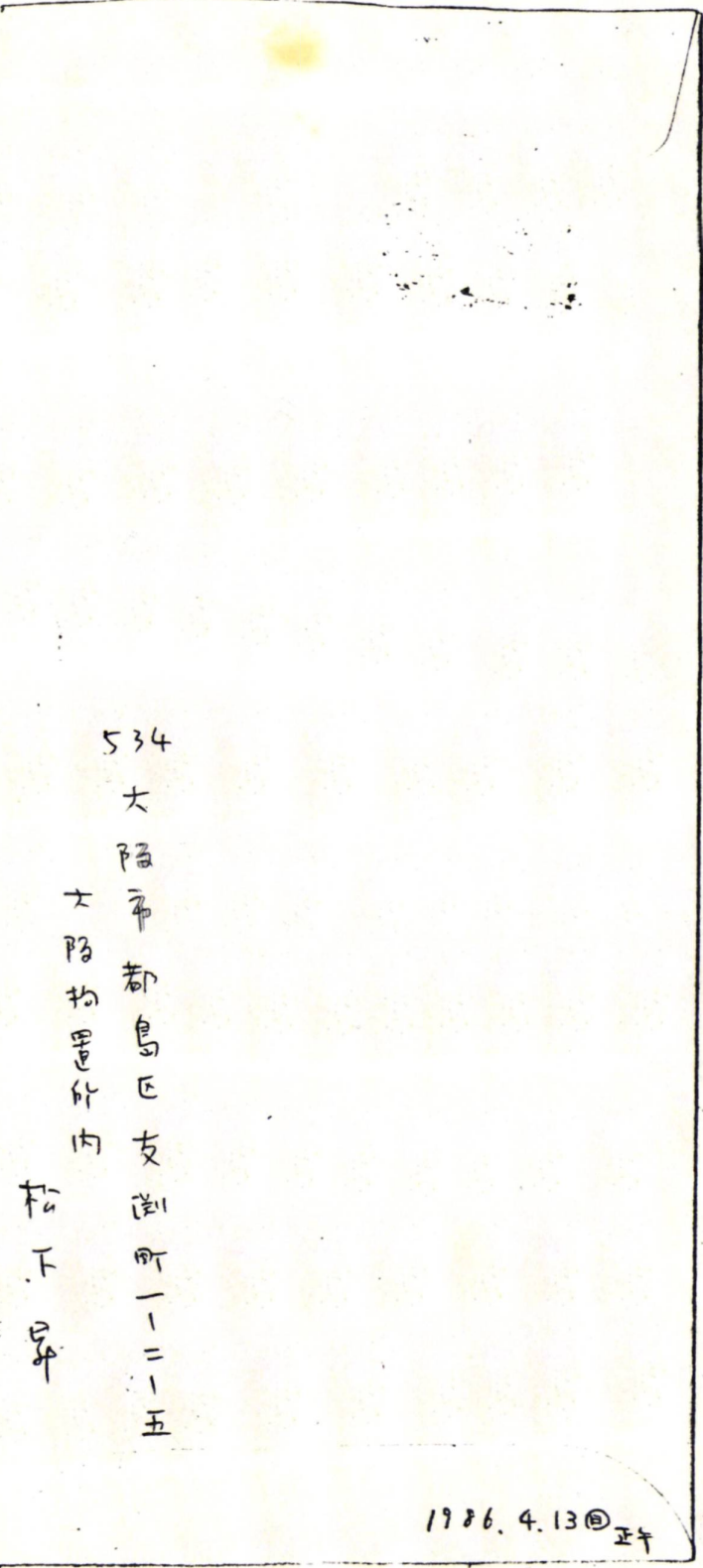


1986. 4. 12 ~

(86. 4. 13 正午 鈴木弘+松下昇) ③

1986. 4. 13 正午 昇

親族外、特別送付、
度敷外
として送付を認められた
こと。このため、多少の
面は明らか



534

大陽市都島区支所一―一五
大陽物置外内
松下昇

1986. 4. 13 正午

(昭和の方法は等しく
見守る)



一、前便の追記として緊急に送ります。このコピーを
今迄の裁判を念ひあきらめるに因り、私や松本を念む
ミコホジウムを向く必要がありません。この関係が
二人の釈放に役立ててはならぬ。

a. 鈴木さんがいふ言とは別に、岡山 A367 水通して一人で
生活すること (既知の人との共生) に細心してはならぬ。
b. 前便水準の鈴木さんから提起される内いには、その
人が明確に心算し、シメと作成すること

c. (直接指示) (注意のミコホを参加者全体でやるべき)

かかれることには、くろく 24 の意味の反報にちりかおません。
かかれないことには、くろく 24 の意味の反報にちりかおません。

三、鈴木さんが才一坂を表現した後に、お知は、区へも

岡山のシンポへも進出すること、可能にちります。(鈴木さんの意)

この意味の重大な下への把握して下されること、
一九八六年四月十二日

松下昇

竹中 4 号子 様